

実践報告

警察の責務と犯罪対策

—2016~2017年における茨城県警察の取組—

世取山 茂

- I. はじめに
- II. 犯罪対策の総論
- III. 犯罪対策の各論
- IV. おわりに

I. はじめに

警察の活動については、犯罪捜査や被疑者検挙が報じられることが多いが、警察は、実際にはより広範な犯罪対策を実施している。本稿では、筆者が茨城県警察（以下「県警」という。）に勤務していた2016年から2017年にかけて県警が実施した犯罪対策について、まず、総論として、「犯罪対策を進める上での基本的な考え方」について述べ、次に、各論として、子供の安全を守るための取組、自動車盗対策、飲酒運転対策及び外国人不法就労対策の4つの犯罪対策について述べる。

なお、文中意見にわたる部分は、筆者の私見であり、筆者の過去の勤務先の公式見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

II. 犯罪対策の総論

1. 犯罪対策を進める上での基本的な考え方

警察法¹² 条 1 項は、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。」と規定し、犯罪捜査や被疑者逮捕のみならず、個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防及び鎮圧も警察の責務であると定めている。犯罪の鎮圧とは、犯罪がまさに発生しようとする場合に犯罪を未然に防ぎ又は犯罪発生後に犯罪の拡大を防止し若しくは収束させることであると解されている²。

ところが、1999年から2000年にかけて、桶川ストーカー殺人事件、栃木リンチ殺人事件等、警察がその責務を果たしていないと厳しく批判される事件が各地で相次ぎ、国民の警察に対する信頼が大きく失墜した。この事態を受けて、国家公安委員会の求めにより発足した警察刷新会議は、2000年7月、「警察刷新に関する緊急提言」³を国家公安委員会に提出した。当該提言において、例えば、住民からの相談への対応に関しては、「交番・駐在所や警察署に持ち込まれる多種多様な相談の中には、国民が警察に切実な気持ちで解決を求めている不安や不満が多数含まれており、鋭敏な感覚をもって警察がこれらを把握し、誠実に対応することは、国民からの信頼を確保していく上で不可欠と言えよう。」、「警察にとって、事前に犯罪を防止することは重要な責務の一つである。放置すれば刑事事件に発展するおそれがある場合には、必要な措置を講ずるのは当然である。」と指摘された⁴。

県警では、県警本部幹部職員及び警察署長が重要課題及びその対策について協議するため、当時、1月、4月及び9月に警察署長会議を開催していた。会議冒頭の県公安委員会委員長挨拶及び県警本部長訓示は、重要課題及びその対策について県民との情報共有を図るため、報道機関に公表されていた⁵。例えば、筆者は、2017年9月13日開催の警察署長会議における県警本部長訓示において、警察法が定める警察の責務及び「警察刷新に関する緊急提言」を念頭に置き、次のとおり述べた。「県民の安全は、県民の継続した御協力と我々の不断の努力と創意工夫により初めて確保することができるものであり、県民の危機に際し警察の判断が甘くなり立上りが遅ければ、警察は、一瞬にして、県民の信頼を失うことになることを忘れてはなりません。警察改

革の契機となった事件では、いずれも最終的には被疑者が殺人罪等で逮捕・起訴され有罪判決を受けたにもかかわらず、警察は国民から厳しい批判を受けました。警察が機敏に対応していれば予防することができた可能性が高い犯罪を、危機感を欠いた対応により予防することができなかつたためです。犯罪が一旦発生してしまえば、迅速な被疑者検挙と真相の究明が求められることとなりますが、県民の真の願いは、被疑者を検挙し真相を究明しなければならぬような犯罪がそもそも発生しないことです。各位には、県民からの通報・相談に日々緊張感をもって対応するとともに、『犯罪被害の予防・未然防止のための機敏で能動的な対応』が個別・具体の場面において着実に実現されるよう日々の指揮に当たっていただきたい。」⁶「『犯罪被害の予防・未然防止のための機敏で能動的な対応』が個別・具体の場面において着実に実現されるよう」とは、「機敏で能動的な対応」を単なる抽象的なスローガンやキャッチフレーズに止めず、警察が、県民からの通報・相談を受けて、第三者から見ても「素早かった、能動的であった」と評価されるように対応することが重要であるという趣旨である。

2. 県民からのSOSへの機敏な対応

まず、県警が警察の責務を果たすために実施したことは、県民からのSOSへの機敏な対応である。県警が当該期間において県民からのSOSに対応した3つの事例を紹介する。県警は、いずれの事例においても、被疑者が凶器を携帯し又は窃取したまま逃走していたため、警察の存在意義が最も問われる状況であると判断し、捜査員を大量動員して被疑者の早期検挙に努めた。

第一の事例は、2017年1月25日に取手市ゆめみ野5丁目において発生した刃物使用殺人未遂事件である。県警は、「見知らぬ男性が『首を刺された』と自宅を訪ねてきた。男性は、血を流している。」との110番通報を午前8時20分に受理し、現場から半径20キロ圏内に緊急配備を敷き捜査員を最大限動員し逃走した被疑者を追跡した。その結果、県警は、同日午後3時頃、自動車で逃走中の被疑者4名を銚田市で発見し逮捕した⁷。

第二の事例は、2017年2月15日に神栖市砂山において発生した拳銃使用殺人事件である。県警は、「廃棄物収集・運搬会社の従業員が別の従業員2

名を銃で撃った。」との110番通報を午前7時40分に受理し、緊急配備を敷き捜査員を最大限動員し逃走した被疑者を追跡した。その結果、県警は、約1時間半後に事件現場から4キロ離れた公園駐車場に駐車中の自動車運転席において死亡した状態の被疑者を発見し、回転式拳銃1丁を押収した⁸。

第三の事例は、2017年12月14日に筑西市玉戸において発生したライフル銃積載自動車窃盗事件である。県警は、桜川市のライフル射撃場で練習後、筑西市のパチンコ店駐車場にライフル銃1丁及び適合実包を積んだ乗用車を駐車しパチンコをしていたところ自らの乗用車がないことに気づいた男性から110番通報を午後9時45分頃受理し、捜査員500名以上を投入して当該自動車、ライフル銃及び実包の発見に努めた。県警は、翌15日、かすみがうら市穴倉に所在するヤードを「茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例」⁹（平成28年12月28日茨城県条例第57号。以下「県ヤード条例」という。）に基づき立入検査したところ、当該自動車をライフル銃及び実包約80個とともに発見したため、当該ヤードに所在していた被疑者1名を盗品等保管及び銃刀法違反で現行犯逮捕した¹⁰。

3. 能動的犯罪対策のための情報発信

県民からのSOSへの対応は極めて重要であるが、県民からのSOSに対応しているだけでは、個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防及び鎮圧という警察の責務を十分に果たすことはできない。そこで、県警は、加えて、犯罪弱者・一般市民を守るための能動的な犯罪対策を実施した。

能動的犯罪対策を実施するためには、他の行政機関、関係事業者及び県民の理解及び協力が必要であるため、アジェンダ設定が重要である。アジェンダを動かすものは、重大事件発生、社会指標、政策案、政権交代等であるといわれている¹¹。このうち、警察が実施することができることは社会指標及び政策案の発信であると考え、県警は、能動的犯罪対策のための環境を整備するため、重要課題及びその対策について情報発信に努めた。

例えば、筆者は、2017年9月13日開催の警察署長会議における県警本部長訓示において、前述の基本的考え方を冒頭に述べた上で、飲酒運転の厳正な取締り、通学路における児童の安全の確保、犯罪組織の壊滅（外国人不法

就労対策，ヤード対策，暴力団対策），詐欺・悪質商法対策（相談対応能力の向上，「騙されたふり」作戦による被疑者検挙，プリペイド型電子マネーの利用権を詐取する詐欺被害の阻止），街頭防犯カメラの整備について情報を警察部内外に発信した¹²。このうち，詐欺・悪質商法対策としての相談対応能力の向上を例に挙げれば，警察は，県民から詐欺・悪質商法に係る相談を受け，既遂・未遂を問わず正しく看破して警察として合法・妥当に講ずることができる措置を必ず迅速に講じなければならないということを強調した。オレオレ詐欺や還付金詐欺を看破し対応することは比較的容易であるが，副業紹介詐欺や送り付け商法であっても詐欺（未遂を含む。）であることを看破し，被疑者を直ちに検挙することができない場合であっても，犯罪利用口座の凍結，電話番号の利用停止及びウェブサイトの削除を含め犯行ツールを必ず迅速に遮断しなければならないという趣旨である。

主な情報発信の場としては，重要課題及びその対策について，県警警察署長会議に加えて，茨城県公安委員会（原則毎週。以下「県公安委員会」という。）に報告するとともに，茨城県庁議（隔週），茨城県議会（年4回の定例会。以下「県議会」という。），定例記者会見（月例）や警察部外との各種会議・行事においても，法令に照らし公表が許容される範囲でできる限り明確に繰り返し情報を発信することとした。また，YouTubeに県警公式チャンネルを2017年10月開設した¹³。

以上が，警察の責務を果たすための犯罪対策の総論としての「犯罪対策を進める上での基本的な考え方」である。

Ⅲ. 犯罪対策の各論

以下，犯罪対策の各論として，子供の安全を守るための取組，自動車盗対策，飲酒運転対策及び外国人不法就労対策を取り上げ，いずれも，「状況的犯罪予防のための25の技法」（Ronald V. Clarke & John E. Eck，以下「25の技法」という。次の表を参照のこと。）¹⁴に従い整理する。

Increase the Effort 犯行労力の引上げ	Increase the Risks 検挙リスクの引上げ	Reduce the Rewards 犯行報酬の削減	Reduce Provocations 挑発の削減	Remove Excuses 犯行の言い訳の除去
1. Target harden 標的の堅固化	6. Extend guardianship 後見人の職務の拡大	11. Conceal targets 標的の隠匿	16. Reduce frustrations and stress 不満・ストレスの軽減	21. Set rules 規則の制定
2. Control access to facilities 施設へのアクセスの管理	7. Assist natural surveillance 自然監視の支援	12. Remove targets 標的の除去	17. Avoid disputes もめごとの回避	22. Post instructions 指示の掲示
3. Screen exits 出口での検査	8. Reduce anonymity 匿名性の削減	13. Identify property 所有物の識別	18. Reduce emotional arousal 感情喚起の抑制	23. Alert conscience 良心への訴求
4. Deflect offenders 犯罪者の狙いを逸らす	9. Utilize place managers	14. Disrupt markets 市場の破	19. Neutralize peer pressure	24. Assist compliance

	場所管理者の活用	壊	同調圧力の中和	規則遵守の支援
5. Control tools/weapons 道具・武器の管理	10. Strengthen formal surveillance 公的監視の強化	15. Deny benefits 犯罪利益の否定	20. Discourage imitation 模倣の阻止	25. Control drugs and alcohol 薬物・アルコールの管理

1. 子供の安全を守るための取組

各論の第一は子供の安全を守るための取組¹⁵で、その主な内容は、①「茨城の将来を担う子供の安全・安心の確保に関する覚書」（以下、「覚書」という。）の締結、②児童虐待対策（特に、児童相談所が保有する児童虐待情報の警察への提供）、③通学路における児童の安全の確保¹⁶及び④小学校周辺に所在する暴力団事務所の撤去¹⁷であるが、本稿においては、①及び②について取り上げる。

(1) 「茨城の将来を担う子供の安全・安心の確保に関する覚書」の締結
子供の安全を守るための取組の第一は、覚書の締結である。

子供の安全を守るために取り組むべき課題は、児童虐待対策、いじめ対策、児童ポルノ対策、少年非行対策、通学路における児童の安全の確保、小学校周辺からの暴力団事務所の撤去等と多岐にわたり、県警の担当部署及び県知事部局の担当部署が多岐に及んでいる¹⁸。しかも、子供の安全確保には、様々な権限を有する警察部外の行政機関や広く県民の理解・協力が必要である。そこで、県警から働き掛けて、県知事、県教育委員会教育長、県警本部長の三者間で覚書を2017年4月24日締結した。覚書は子どもの安全・安心を確保することを目的とし、3つの行政機関が児童虐待、いじめ、通学路における安全確保、少年非行、児童ポルノ等に関しそれぞれが保有する情報を事前

協議の上で必要な範囲で提供・共有することとし、情報提供を受けた行政機関が必要な措置を迅速に講ずることとした¹⁹。

茨城の将来を担う子供の安全・安心の確保に関する覚書

茨城県（以下「甲」という。）、茨城県教育委員会（以下「乙」という。）及び茨城県警察本部（以下「丙」という。）は、茨城の将来を担う子供の安全・安心の確保について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、全国的に児童虐待や通学路における交通事故等、子供の生命や安全が脅かされるような深刻な事案が後を絶たない現状において、甲、乙及び丙が緊密に連携し、相互に適切な役割分担の下、子供の安全が疑われる事案の未然防止・早期発見に努めるとともに、子供が安心して生活することができる環境の整備に努め、もって子供の安全・安心を確保することを目的とする。

（情報の提供及び共有）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、それぞれが保有する情報を、事前協議の上、必要と認める範囲で提供及び共有するものとする。

- (1) 児童虐待対策に関する事項
- (2) いじめ対策に関する事項
- (3) 通学路における安全確保対策に関する事項
- (4) 少年非行対策に関する事項
- (5) 児童ポルノ対策に関する事項
- (6) その他、甲、乙及び丙が必要と認めた事項

（子供の安全・安心を確保するための措置）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の情報が提供された場合には、子供の安全・安心を確保するため、必要な措置を迅速に講ずるものとする。

（利用及び提供の制限）

第4条 甲、乙及び丙は、この覚書により知り得た情報について、第1条の目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。（以下、略）

覚書締結の意義は、覚書締結が、アジェンダ設定及び行政機関の長のリーダーシップにより、児童虐待対策に係る県警と児童相談所との間の機関連携（後述）を進める上で大きな契機になったことである。子供の安全の確保の重要性はいずれの行政機関の長も十分に認識していたが、当該認識を具体的な対策として実現するためには、覚書締結により、子供の安全の確保というアジェンダを設定し又は再設定することが重要であった。覚書が一旦締結された後は、覚書締結をショーやパフォーマンスに終わらせることなく、覚書を橋頭堡として子供の安全を確保するための実効ある具体的な対策を進めていくことが重要であった。筆者は、この観点から、覚書締結式において、「子供の安全を確保するため、行政機関間の通報や連絡調整を合法・妥当かつ安定的に行えるよう覚書の締結に至ったところであり、この覚書が魂の入ったものになるよう努めてまいりたい。」と述べている²⁰。行政機関の長によるリーダーシップが機関連携の契機になるといわれているが²¹、覚書締結者のレベルを県知事・県教育委員会教育長・県警本部長とすることにより児童虐待対策への行政機関の長の関与を明確にすることで、覚書締結が児童虐待に係る県警と児童相談所との間の機関連携を進める大きな契機になった。

(2) 児童虐待対策

子供の安全を守るための取組の第二は、児童虐待対策、特に、児童相談所が保有する児童虐待情報の警察への提供である。

まず、児童相談所が保有する児童虐待情報が警察に提供されるようになった背景である。

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号、以下「児童虐待防止法」という。）²²2条は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト及び心理的虐待の4類型を児童虐待であると定めている。言葉を話すことができるようになる前の幼児は虐待されていてもSOSを発信することができず、言葉を

話すことができるようになっても親の自分に対する虐待を警察に通報・相談するという発想を持つこと自体が難しい。したがって、児童虐待対策は、各行政機関が能動的に講じていく必要がある。

そこで、県警は、110番通報を受信した際に通報者が応答しない場合や県警が通報者と通話する前に110番通報が切断されてしまう場合も含め110番通報を受けての全件現場臨場²³、児童虐待防止法に基づく県警から児童相談所への被虐待児童全件の通告²⁴、県警警察官の児童相談所への派遣に加えて、各市町村の要保護児童対策協議会（以下「要対協」という。）実務者会議への漏れのない参加及び就学年齢未就学児童・各種検診未受診幼児の安否確認を実施した。

各市町村の要対協の下に設置されている実務者会議では、個別具体の児童虐待事案について情報が共有され対応が協議されている。筆者が山形県警察（以下「山形県警」という。）に勤務していた2012年当時、山形県警は、県内35市町村のうち村山市、新庄市、酒田市及び鶴岡市の4市の要対協実務者会議にしか参加していないことが判明したため、残りの市町村の要対協実務者会議にも山形県警から各市町村に働き掛けて参加することとした²⁵。県警においても、山形県警と同様に、全市町村の要対協実務者会議に漏れなく参加し、その場で協議される個別具体の児童虐待事案を把握するとともに、幼児・児童の安全を守るため県警として講ずることが可能な措置について検討・実施していくこととした²⁶。ただ、県内の要対協実務者会議は、当時、最も頻繁に開催されている市町村でも2箇月に一度の開催であり、開催が半年に一度という市町村もあったため、要対協実務者会議に漏れなく参加していても、会議と会議の間に発生する要急事案に対応することができないこともあり得た。

加えて、県警は、虐待情報に一次的に接する機会が多いと思われる各市町村等との関係機関に働き掛けて、例えば、小学校に入学する年齢に達しているにもかかわらず入学してこない児童や3歳児検診をはじめとする各種検診を受診していない幼児のうち、関係行政機関が安否を確認することができていない幼児・児童がいないかといった情報の提供を求め、関係行政機関が安否を確認することができていない幼児・児童の安否を確認することとした²⁷。

その結果、県警は、関係行政機関から安否未確認の幼児・児童に係る情報の提供を受け、2016年度は提供を受けた99名につき、2017年度は17名につき、いずれも全員の無事又は県外・国外への転出を確認することができた²⁸。ただ、関係行政機関において未就学児童や検診未受診幼児に係る情報が集計されるのは毎年度一回という制約があった。このため、要対協実務者会議に漏れなく参加し、未就学児童や検診未受診幼児に係る安否を確認しても、幼児・児童を虐待から守る上で十分とはいえなかった。

児童福祉法²⁹は、都道府県及び政令指定都市が児童相談所を設置しなければならないと定めており、中核市も児童相談所を設置することができるが、茨城県の場合、政令指定都市はなく、中核市である水戸市は児童相談所を設置していないため、児童相談所は全て県の機関であった。

茨城県では、幼児・児童が深刻な虐待の被害に遭っていることを児童相談所が把握していながら県警に情報提供・通報しない又は情報提供・通報が遅れる事案が相次いで明らかになっていた。2016年度(2016年4月～2017年3月)に県内の児童相談所が対応した児童虐待事案は計2,038件であったが、2016年(1月～12月)に児童相談所が県警に通報した件数は14件に止まっていたと報じられている³⁰。2017年になってからも、例えば、小学校低学年のある男子児童が3月から4月にかけて母親の交際相手の男から暴行を受け全治1箇月の重傷を負った事件では、男児のけがに気づいた小学校教諭から4月13日通告を受けた児童相談所が、当該男児を同日保護したものの県警には通報せず、県警は、同月下旬に匿名の情報提供を受けて当該虐待事案を把握し、加害者を逮捕していた³¹。

県警では、緊急又は重篤な児童虐待事案について児童相談所から県警への情報提供・通報の漏れや遅れが判明する都度、県知事部局に対し、再発の防止と該当児童相談所への指導を申し入れてきた。県警が最も強く求めたことは、児童相談所が幼児・児童の生命や身体の安全が脅かされている事案を把握次第直ちに県警に情報提供・通報することであった。県警の介入により、児童虐待被害を未然に防止したり被害の深刻化を防止したりすることができると考えたためである。その結果、県警と県知事部局は、2017年12月、緊急又は重篤な児童虐待事案については児童相談所から県警に速やかに情報提

供することを含む児童虐待事案に係る情報提供・共有の枠組みを構築し 2018 年 1 月から運用することで合意した³²。

県警と県知事部局との合意では、①児童の生命に危険がある事案、②児童の身体に虐待によるものと思料される明らかな外傷が確認できる事案及び③児童への性行為、性的な接触行為等が疑われる事案といった緊急又は重篤な児童虐待事案については、児童相談所が警察に速やかに情報を提供することとし、それ以外の児童虐待事案については、児童相談所が受け付けた翌月に一括して警察に情報を提供することとした³³。

児童虐待事案に係る県と警察との情報提供及び共有について（抜粋）

1 情報提供及び共有の概要

(1) 目的

児童相談所及び警察は、児童虐待事案（虐待が疑われる事案を含む。）に関し、相互に情報提供及び共有することにより、児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止に努め、事案に迅速に対応する。

(2) 内容

児童相談所が受付したすべての児童虐待事案（警察から児童相談所への通告案件を除く。）

(3) 提供方法

① 以下の「緊急又は重篤な事案等」については、児童相談所及び警察が速やかに行う。

ア 児童相談所から警察への情報提供

- ・ 児童の生命に危険があるもの
- ・ 児童の身体に虐待によるものと思料される明らかな外傷が確認できるもの

- ・ 児童への性行為、性的な接触行為等が疑われるもの など

イ 警察から児童相談所への情報提供

- ・ 警察が対応した児童虐待事案で社会的反響が予想されるもの
- ・ 警察から児童相談所に虐待通告した事案に関するもの など

② ①以外の事案については、児童相談所から警察に対し、受付した翌月に一括して情報提供を行う。(以下、略)

覚書締結後の2017年9月、県知事が橋本昌知事から大井川和彦知事に交代したが、大井川知事が子供の安全の確保というアジェンダを維持したことが、児童相談所が保有する児童虐待情報が警察に全件提供されるようになる推進力となった。大井川知事は、児童相談所が保有する児童虐待情報の警察への提供について、2018年6月19日の定例記者会見において記者からの質問を受けて次のとおり述べている。

「共同通信：(県警との)全件共有についてなのですが、茨城県が導入して以降、4月に愛知県が導入しました。それから、今回の事件を受けて、岐阜県と埼玉県知事も会見で導入するという方針を表明されました。改めて、全件共有について、識者の中には慎重な意見である方もいらっしゃるのですが、改めてメリット、それから、始めて半年経って現在の現時点での評価があればお聞かせください。

大井川知事：現在、全件共有を始めた1月から4月の間に共有した案件が318件あるのですが、その中で緊急案件、重要案件は34件ございました。そういうことを踏まえて、児童相談所で勝手にこれは大丈夫だと判断しない。その上で、ある意味、暴力事件等の専門家である県警にもきちんと判断を仰ぐということは非常に重要であって、なんで専門家に慎重な人がいるのか、僕には理解できないですが、人命優先で考えたら全件共有するのは当然だと私は思っています。」³⁴

児童相談所が保有する児童虐待情報が警察に提供されるようになったことの意義は、主に3つある。

第一の意義は、茨城県において児童虐待から児童を守るための県警と児童相談所との機関連携による児童の安全確保が大きく進展したことである。2017年には36件であった児童相談所から県警への児童虐待情報提供件数は、2018年には1,342件と、情報提供が開始された2018年以降飛躍的に増加した³⁵。また、個別具体の児童虐待事案においても児童の安全が迅速に確

保される事例が相次ぐようになった。事例を3つ挙げる。第一の事例においては、男児の知人から「4歳の男の子の頭に傷があり心配だ。」という通告を2018年4月に受けた筑西児童相談所は、地元の古河警察署に電話連絡し、ともに現場臨場したところ、男児の頭に殴られた痕を確認したため、男児を一時保護し、県警は男児の父親を傷害で逮捕した。この事例に関し、「県警との取り決めに沿って情報提供したことで、子供の安全確保を素早く行えた。」との筑西児童相談所長のコメント及び「以前は警察への連絡なしに児相だけで対応し、結果的に虐待が激化した事例も少なからずあった。」との県警のコメントが報じられている³⁶。第二の事例においては、県警が、「職員が訪問したところ、子どもの目の周りが腫れている。父親と面会したいが会えない状況である。」との連絡を土浦児童相談所から2018年6月に受け臨場したが、家の中には父親と当時7歳の長男がいたものの玄関の鍵を開けてもらえなかったため、捜索差押許可状の発付を得て同人宅を捜索し、児童相談所職員とともに長男を保護し、長男の頭や顔に暴行を加え2週間のけがを負わせた傷害で長男の父親を逮捕した。この事例に関し、「虐待がエスカレートして命の危険もあった。児相と早い段階から情報を共有し、連携がうまく図られた事例である。」との県警幹部のコメントが報じられている³⁷。第三の事例においては、筑西児童相談所が、小学校から「(小学校高学年の)女子児童が親に頭を蹴られたと言っている。けがもしている。」との通告を2018年10月に受け、小学校に赴いて女兒の傷を確認したため女兒を一時保護の上、筑西警察署に電話連絡し、県警は、女兒の両親を傷害で逮捕した。この事例に関し、「情報提供がスムーズにできる。警察と一緒に対応することで、児童を一時保護する際などに保護者の激しい抵抗を抑制できる。」との児童相談所のコメントが報じられている³⁸。このように、警察と児童相談所との機関連携が、児童相談所から県警への情報提供件数の飛躍的増加のみならず、個別具体の案件における児童の安全確保という点においても大きく進展した。

第二の意義は、児童虐待情報の共有という県警と県知事部局との間の取決めが、その後、県条例の規定に昇華したことである。2018年に制定された「茨城県子どもを虐待から守る条例」9条1項は、「知事は、子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、児童相談所が把握した全ての虐待の事案に係る

情報を提供する等により警察本部長との連携を強化し、及び協働して対応するものとする。」と規定している³⁹。

第三の意義は、児童相談所が保有する児童虐待情報を警察と全件共有するという茨城県から始まった警察と児童相談所との機関連携が茨城県外に波及していったことである。2019年12月の時点で、18道府県（愛知県、埼玉県、岐阜県、大阪府、群馬県、広島県、神奈川県、三重県、静岡県、北海道、岩手県、京都府、和歌山県、鳥取県、高知県、長崎県、大分県、沖縄県）、7政令指定都市（さいたま市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市）及び1中核市（横須賀市）も、児童相談所保有児童虐待情報の警察との全件共有に踏み切っている⁴⁰。

「25の技法」との関係では、各市町村要対協実務者会議への漏れのない参加、就学年齢未就学児童・各種検診未受診幼児の安否確認及び児童相談所が保有する児童虐待情報全件の警察への提供は、いずれも、警察による児童虐待事案の把握が容易になるという点において「検挙リスクの引上げ」のうちの「公的監視の強化」に該当する。

2. 自動車盗対策 — 茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例の制定・施行

犯罪対策の各論の第二は、自動車盗対策、特に、県ヤード条例の制定・施行である⁴¹。

自動車盗は、警察において、窃盗のうちでも、被害の予防及び被疑者の検挙の必要が特に強い重要窃盗犯に分類されている⁴²。茨城県では、都道府県別の自動車盗犯罪率⁴³が2007年から2016年まで10年連続で全国最高で、2016年には全国平均である9.2件の約6倍に当たる54.5件であった⁴⁴。

茨城県における自動車盗認知状況⁴⁵

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
認知件数	2107	1590	1397	1491	1482	821	633	587

このような自動車盗被害の実態を受け、県警では、①窃盗犯捜査を担当する県警本部捜査第三課の体制を増強して自動車盗被疑者検挙を強化するとともに、②古物営業法に基づく古物商への立入検査、③自動車盗に係る情報を

警察に提供し被疑者検挙につながった場合に当該情報提供者に報奨金を支払う制度の導入，④自動車への警報装置・ハンドルロック・車輪止め・GPS装置・ナンバープレート盗難防止ネジの設置促進，⑤駐車場への防犯カメラ・センサーライトの設置促進，駐車場門扉の施錠促進等，各種対策を進めてきた⁴⁶。

茨城県から埼玉県東部や千葉県にかけて，ヤードと称される自動車解体・保管施設が数多く存在している。窃取された自動車の多くは，窃取直後に一部のヤードに運搬されて解体され，当該解体された自動車の部品が外国に輸出されているという実態があり⁴⁷，これら一部のヤードが自動車盗の温床になってきた⁴⁸。このため，自動車盗を減少させるためには，被疑者検挙や自動車盗予防のための諸対策に加え，ヤードが窃取された自動車を引き取り難い環境を整備することが有効であると考えられた。

県議会では，県内における犯罪の実態を踏まえ，安全・安心を実感できる地域づくりに関する調査特別委員会を2014年3月20日に設置し，調査結果報告書を同年11月14日に発表していた⁴⁹。当該報告書において，「ヤードについては，自動車盗における犯罪率ワースト1からの脱却を図るため，先に述べたような，ヤードに係る「囲い」，「保管方法」，「環境対策」，「立入検査」などの規制を強化していく必要があるが，既存の法令等による対策だけでは十分な対応が難しいことから，既存の法令等による対策の強化に加え，それらで対応できない部分については，県独自の規制条例を制定し，ヤードに対する規制を強化していくべきである。」⁵⁰と指摘されていた。つまり，県議会においては，自動車盗対策としてヤード対策が必要であり，その法的根拠となる県条例の制定・施行が必要であるというアジェンダが既に設定されていた状況であった。

そこで，県警では，ヤードが窃取された自動車を引き取り難い環境の整備を目指し，県ヤード条例案の概要を2016年10月31日に公表した⁵¹。県ヤード条例案は，県議会第4回定例会に2016年12月1日に提出され⁵²，同月22日に可決された⁵³。

県ヤード条例の内容であるが，まず，ヤード内において自動車解体を行おうとする者には，氏名，住所，ヤードの所在地，ヤードの規模，設備等を県

公安委員会に届け出ることが義務付けられた。また、ヤード内において解体する自動車を引き取ろうとする場合、取引の相手方の名称及び所在地並びに担当者の氏名、住所及び生年月日を確認し、当該相手方から自動車検査証等の原本の提示を受けることが義務付けられた。さらに、ヤード内自動車解体者に、相手方から提示を受けた自動車検査証等の写しを作成すること及び当該写しを1年間事務所、ヤード等において保存することが義務付けられた。警察職員には、ヤードへの立入り、検査及び質問の権限が付与された。罰則として、ヤード内自動車解体に係る届出義務に違反した者、虚偽の届出をした者、取引相手方に係る確認義務に違反した者、無権原者から自動車を引き取った者及び取引相手方提示書類の写しの保存義務に違反した者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されることとされ、届出事項変更届出義務に違反した者、休止、廃止又は再開届出義務に違反した者並びに立入検査を拒否、妨害又は忌避した者、答弁を拒否した者及び虚偽答弁をした者は、30万円以下の罰金に処されることとされた⁵⁴。

県警が2016年10月末時点で把握していた県内のヤード256箇所の約7割に当たる180箇所の経営者は外国人であり、その国籍は、数が多い順にパキスタン人、スリランカ人、アフガニスタン人の順であった⁵⁵。そのため、県警は、2017年4月1日の県ヤード条例施行⁵⁶に向けた準備として、新条例の内容に係るパンフレットを日本語、英語、ウルドゥー語、シンハラ語及びパシュトゥー語の5箇国語で作成の上、各ヤードを戸別に訪れて、新条例の内容の周知を図った⁵⁷。

県ヤード条例を制定・施行した意義は、主に3つある。

第一は、県ヤード条例が、全国初の自動車盗予防を目的とする条例となり、かつ、全国初の県公安委員会所管ヤード条例となったことである。ヤードに係る規制を定める条例の先例としては、「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」⁵⁸（以下「千葉県条例」という。）がある。千葉県条例が「県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るとともに、県民の平穏な生活の確保に資すること」を目的とする県知事部局所管条例であったのに対し、県ヤード条例は、「ヤードにおける盗難自動車の取引及び解体の現状に鑑み、ヤードにおける自動車の適正な取扱いを確保するために必要な

規制を行うことにより、自動車の盗難の防止に資することを目的」（1条）とする県公安委員会所管条例であった。県公安委員会所管方式は、その後、愛知県の「ヤードにおける盗難自動車解体防止条例」⁵⁹（2018年、以下「愛知県条例」という。）、「埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例」⁶⁰（2019年、以下「埼玉県条例」という。）及び三重県の「盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例」⁶¹（2020年、以下「三重県条例」という。）においても採用され、多数派となっている。

第二は、警察職員にヤードへの立入り、検査及び質問の権限を付与したことにより、自動車盗の温床となっていた一部のヤードに警察の目が届きやすくなり、かつ、ヤードにおける盗難自動車発見時等において犯罪捜査に円滑に移行する環境が整えられたことである。千葉県条例では、ヤードへの立入り、検査及び質問の権限は県知事部局職員に付与されていたが、県ヤード条例では、警察職員に立入り等の権限が付与されたため、県警が把握していた県内のヤードの数も、県ヤード条例施行前の2016年10月末時点での256箇所から施行後の2022年6月末時点での476箇所へとほぼ倍増した⁶²。また、警察職員による立入検査の結果、例えば、窃取された自動車がヤードで発見された場合に、被疑者の逃亡及び証拠の散逸を防ぐため直ちに犯罪捜査が開始される環境が整えられた。実際に、前述のとおり、県警は、2017年12月15日、県ヤード条例に基づき、かすみがうら市のヤードに立ち入ったところ、前日の14日に筑西市のパチンコ店駐車場から窃取されていた自動車1台、当該自動車に積載されていたライフル銃1丁及び適合実包約80個をいずれも発見したため、当該ヤード内にいた被疑者1名を盗品等保管及び銃刀法違反で現行犯逮捕している⁶³。

第三は、県ヤード条例により、ヤード内自動車解体に係る届出義務違反、虚偽の届出、取引の相手方の確認義務違反、無権原者からの自動車の引取り、取引相手方提示書類の写しの保存義務違反、立入検査拒否・妨害・忌避、答弁拒否及び虚偽答弁が直罰の対象となったことである。千葉県条例の場合、直罰方式ではなく、県知事による是正勧告、当該勧告に従わない場合の県知事による命令を経て、当該命令に違反した者を処罰するという間接罰方式が採用されていた⁶⁴。直罰方式は、その後、愛知県条例、埼玉県条例及び三重県

条例においても採用された。

茨城県において講じられた自動車盗対策を「25の技法」に従い整理する。

まず、県ヤード条例制定・施行以前から実施されていた対策では、自動車への警報装置、ハンドルロック、車輪止め及びナンバープレート盗難防止ネジの設置促進が、自動車盗及びナンバープレート盗自体を困難にするという点において「犯行労力の引上げ」のうちの「標的の堅固化」に該当する。駐車場門扉の施錠促進は、自動車への接近を困難にするという点において「犯行労力の引上げ」のうちの「施設へのアクセスの管理」に該当する。自動車へのGPS装置設置促進並びに駐車場への防犯カメラ及びセンサーライトの設置促進は、犯行が可視化される結果、検挙リスクを増大させるという点において「検挙リスクの引上げ」のうちの「後見人の職務の拡大」に該当する。自動車窃盗情報提供者への報奨金支払いは、不審者を目撃した者による警察への通報を促すという点において「検挙リスクの引上げ」のうちの「自然監視の支援」に該当する。

次に、県ヤード条例の制定・施行に伴い新たに実施されるようになった対策では、警察職員によるヤードへの立入検査が、ヤードによる自動車取引を可視化し盗難自動車発見の機会を増加させるという点において「検挙リスクの引上げ」のうちの「公的監視の強化」に該当する。盗難車を持ち込むことができるヤードをなくす又は減らすことは、窃取した自動車の処分を困難にするという点において「犯行報酬の削減」のうちの「市場の破壊」に該当する。県ヤード条例によるヤード内自動車解体業者に対する届出、取引相手の確認及び取引相手方提出書類保存の義務化並びに違反者の処罰は、禁止行為を明確にするという点において「犯行の言い訳の除去」のうちの「規則の制定」に該当する。5 箇国語パンフレットを用いたヤード戸別訪問による県ヤード条例の周知は、「県ヤード条例の内容を知らなかった」という言い訳を封じるという点において「犯行の言い訳の除去」のうちの「指示の掲示」に該当する。

3. 飲酒運転対策

犯罪対策の各論の第三は、飲酒運転対策である。

飲酒運転による死亡交通事故件数及び飲酒運転事故後 24 時間の死者数⁶⁵

年	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
事故件数	21	16	6	6	4	10	5
死者数	24	16	6	7	4	10	6

茨城県は、飲酒運転による死亡交通事故件数及び飲酒運転事故後 24 時間の死者数が 2016 年（21 件，24 名）及び 2017 年（16 件，16 名）と 2 年連続全国最多であった⁶⁶。県警が認知した飲酒運転のうち，県警が通報を受けて受動的に認知した飲酒運転の件数と県警が職務質問又は検問を通じて能動的に認知した件数を比較したところ，前者の方が遥かに多かったため，県警による飲酒運転の取締りが十分とは必ずしも言い難いことが飲酒運転による死亡交通事故件数及び飲酒運転事故後 24 時間の死者数が全国最多となった一因であると考えられ，犯罪の予防・鎮圧という警察の責務を果たすという観点から改善の余地が認められた。

そこで講じた飲酒運転対策は，第一に，飲酒運転及び周辺者三罪（車両提供罪，酒類提供罪及び同乗罪）の厳正な取締りである。2017 年における検挙件数は 2,345 件で，2016 年の 1,290 件からほぼ倍増した⁶⁷。

対策の第二は，飲酒運転取締り後の運転免許取消し等の行政処分に向けた迅速な捜査である。

対策の第三は，運転代行業者・コンビニエンスストアへの飲酒運転通報の求めである。茨城県における運転代行業者の数は，2017 年において全国で 3 番目に多かった⁶⁸。しかし，運転代行利用者の 1 割が，飲酒後帰宅中に，運転代行業者に自宅の場所を知られたくないなどの理由により運転代行の利用を途中で打ち切り，その後自宅まで飲酒運転している疑いがあると報じられていた⁶⁹。

対策の第四は，各公務所及び民間事業者への職員の運転免許証定期的目視確認の求めである。無免許運転及び酒気帯び運転で 2017 年 1 月 5 日現行犯逮捕された茨城県内の地方公共団体の職員は，酒気帯び運転で 2016 年 10 月下旬に検挙され運転免許を同年 12 月上旬に 2 年間取り消されたことを職場に申告せずに公用車及び私用車の無免許運転を続けていた⁷⁰。また，2015 年から 2016 年までに茨城県において飲酒運転で検挙された公務員 40 名のう

ち 21 名については勤務先から処分が公表されておらず⁷¹、違反者が勤務先に申告していない可能性又は勤務先の行政機関が違反者を懲戒処分しながら公表していない可能性があった。勤務先が職員の運転免許証を目視確認すれば、違反者が勤務先に申告していない場合であっても免許取消しが発覚し違反者が懲戒処分を受けることになるため、飲酒運転を抑止する効果を期待することができる。

対策の第五は、市町村別の運転免許証保有人口に占める飲酒運転違反者の割合の公表である⁷²。割合の高い自治体及びその住民の自覚を促すためである。

「25 の技法」との関係では、飲酒運転取締り後の行政処分に向けた迅速な捜査は、免許取消しの行政処分を受けた者が無免許運転をしない限り飲酒運転をすることができないという点において「犯行労力の引上げ」のうちの「道具・武器の管理」に該当する。運転代行業者・コンビニエンスストアへの飲酒運転通報の求めは、関係事業者が飲酒運転に目を光らせるという点において「検挙リスクの引上げ」のうちの「場所管理者の活用」に該当する。運転免許証定期的目視確認の求めは、勤務先が免許を取り消された職員を把握することにより業務中又は通勤時における運転を予防することができるようになるとともに飲酒運転者に懲戒処分も下すことができるようになるという点において「犯行労力の引上げ」のうちの「道具・武器の管理」に該当するとともに「検挙リスクの引上げ」のうちの「匿名性の削減」及び「場所管理者の活用」に該当する。飲酒運転違反者の市町村別割合の公表は、割合が高い自治体及びその住民の自覚を促すという点において「犯行の言い訳の除去」のうちの「良心への訴求」に該当する。

これら諸対策の結果、2018 年の飲酒運転による死亡交通事故件数、事故後 24 時間の死者数とも、前年及び前々年と比べて大幅に減少し、ともに全国最多を返上した⁷³。

4. 外国人不法就労対策

犯罪対策の各論の第四は、外国人不法就労対策である。

退去強制された外国人のうち茨城県において不法就労していた者の数⁷⁴

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
人数	1714	2038	2213	1975	2126	1512	1973	1283

茨城県は、我が国から退去強制された外国人の不法就労先として都道府県別で全国最多が2015年から2020年まで6年間続き⁷⁵、2022年には再び全国最多となった⁷⁶。不法就労者・不法滞在者は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に違反しているのみならず、凶悪事件被疑者として検挙される不法就労・不法滞在者も後を絶たない上、自ら違法状態にあるため犯罪の被害に遭っても助けを求めることが難しいなど、外国人不法就労は様々な犯罪の温床となっていた⁷⁷。

茨城県では、不法就労の職種別で農業従事者が約7割と圧倒的に多いという点において他の都道府県とは異なっていた⁷⁸。茨城県は全国有数の農業県であるにもかかわらず、少子高齢化及び若者の県外転出のため農業における人手不足が深刻化していた。ただ、不法就労者が茨城県に自然に集まることは考え難いため、不法就労者を茨城県に呼び寄せ就労させている犯罪組織（ブローカー及び生活インフラ提供者）がいるはずであると考えられた⁷⁹。また、失踪技能実習生が不法就労者の供給源の一つとなっていた⁸⁰。

他方、当時の県警による外国人不法就労対策は、法務省入国管理局（当時）との合同摘発及び入管法65条に基づく不法就労者・不法滞在者の入国警備官への引渡しが生主であり、いずれも被疑者及び証拠を検挙直後に入国警備官に引き渡していたため、県警が県内における外国人不法就労の実態を深く解明することができず、県内における犯罪の予防・鎮圧という警察の責務を果たすという観点から改善の余地が認められた。

そこで講じた外国人不法就労対策は、第一に、茨城県における外国人不法就労を助長している犯罪組織（ブローカー及び不法就労者への生活インフラ提供者）の検挙である。不法就労者を検挙した場合には、その就労先、居住先及び人的ネットワークを解明して、ブローカー及び不法就労者への生活インフラ提供者の検挙に努めた⁸¹。

対策の第二は、外国人雇用状況の届出義務及び偽造在留カード判別方法の周知並びに偽造在留カードに係る被疑者検挙である。「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」⁸²28条

1 項は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合に、その者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し当該事項を厚生労働大臣に届け出ることを事業主に義務付け、同法 40 条 1 項は、違反者を 30 万円以下の罰金に処すると定めている。事業主が当該確認及び届け出をするためには雇用しようとする外国人の在留カードを確認する必要があるため、県警は、偽造在留カード判別方法の周知に努めた。また、各警察署に在留カードの真偽を判別することができる読取機を配備したほか、在留カード番号を入力することにより実在しない在留カード番号を判別することができる法務省入国管理局（当時）のホームページの周知に努めた⁸³。

対策の第三は、外国人技能実習生監理団体への失踪防止の求めである。茨城県においては、全国で 2 番目に多い 307 名の技能実習生が 2016 年に失踪し、うち発見された者は 13 名のみであった。また、県内の 14 の技能実習生監理団体が 2013 年から 2017 年にかけて技能実習生の失踪者を毎年出していた⁸⁴。

「25 の技法」との関係では、外国人雇用状況の届出義務の周知は、雇用者が雇用しようとする外国人の在留資格を確認することにより不法就労を予防するとともに不法就労者が発見され易くなるという点において「犯行の言い訳の除去」のうちの「指示の掲示」及び「検挙リスクの引上げ」のうちの「場所管理者の活用」に該当する。偽造在留カード判別方法の周知は、雇用者が雇用しようとする外国人の在留カードを確認することにより不法就労を予防するとともに不法就労者が発見され易くなるという点において「犯行労力の引上げ」のうちの「施設へのアクセスの管理」及び「検挙リスクの引上げ」のうちの「場所管理者の活用」に該当する。外国人技能実習生監理団体への失踪防止の求めは、技能実習生の失踪を予防することにより不法就労者の供給を削減するという点において「検挙リスクの引上げ」のうちの「場所管理者の活用」及び「犯行労力の引上げ」のうちの「出口での検査」に該当する。

IV. おわりに

県警は、2016年から2017年にかけて、県民からのSOSへの機敏な対応に加え、犯罪弱者・一般市民を守るための能動的犯罪対策を実施した。具体的には、子供の安全を守るための取組として、県知事・県教育委員会教育長との覚書締結及び児童相談所が保有する児童虐待情報の警察への全件提供を中心とする児童虐待対策を実施するとともに、自動車盗予防を目的とする県公安員会所管県ヤード条例の制定・施行を中心とする自動車盗対策を被疑者検挙に加え実施した。児童相談所が保有する児童虐待情報全件の警察への提供及び県ヤード条例の制定・施行に関しては、その後、他県においても同様又は類似の取組がなされ、県警の取組が茨城県外に波及した。加えて、飲酒運転対策及び外国人不法就労対策も実施した。いずれも、個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防及び鎮圧という警察の責務を果たすためであった。

-
- 1 警察法（昭和29年法律第162号）<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=329AC0000000162>（2023年5月6日閲覧）
 - 2 警察制度研究会編『全訂版 警察法解説』東京法令出版（2004年12月）55頁
 - 3 「警察刷新に関する緊急提言」
<https://www.npsc.go.jp/notice/act/summary/proposal/index.html>（2023年5月6日閲覧）
 - 4 「警察刷新に関する緊急提言」 「第6住民からの相談に的確な対応を」
https://www.npsc.go.jp/notice/act/summary/proposal/4_6.html#p6（2023年5月6日閲覧）
 - 5 毎日新聞「県警：世取山本部長が署長会議で訓示／茨城」2016年9月3日朝刊25頁，読売新聞「犯罪防止へ迅速対応 県警署長会議で指示 世取山本部長＝茨城」2016年9月15日朝刊28頁，毎日新聞「県警：年頭署長会議で重要課題を確認／茨城」2017年1月7日朝刊23頁
 - 6 県警警察署長会議における県警本部長訓示（2017年9月13日）報道機関に同日公表
 - 7 朝日新聞「殺人未遂容疑で男4人を逮捕 取手・切りつけ事件／茨城県」2017年1月27日朝刊25頁
 - 8 朝日新聞「同僚発砲，2人狙ったか1人死亡，容疑者は自殺 神栖／茨城県」2017年2月16日朝刊25頁，読売新聞「同僚に撃たれ2人死傷 茨城・神栖 撃った65歳男自殺か」2017年2月15日夕刊11頁
 - 9 茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例（平成28年12月28日茨城県条例第57号）

https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a01_safety/security/documents/yardjorei.pdf
(2023年5月6日閲覧)

¹⁰ NHK「盗難の銃と実弾発見 男逮捕」2017年12月15日

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/mito/20171215/1070001094.html> (2017年12月17日閲覧), 読売新聞「ライフル積んだ盗難車保管 県警ヤード調査, 容疑者逮捕=茨城」2017年12月16日朝刊29頁

¹¹ 秋吉貴雄, 他『公共政策学の基礎 第3版』有斐閣(2020年12月)56-59頁

¹² 前掲注6

¹³ 読売新聞「情報求め新手段 ユーチューブで未解決事件を公開 県警=茨城」2017年11月30日朝刊29頁

¹⁴ ロナルド・クラーク, ジョン・エック著, 守山正監訳『犯罪分析ステップ60』成文堂2015年4月。なお, 同書においては, 用語の日本語訳が統一されていない場合もあるため, 本稿においては, 筆者が日本語訳を適宜修正した。「3. Screen exits」を例に挙げると, 168頁には「出口の選別」, 172頁には「出口に遮蔽を設ける」, 173頁には「出口の精査」とそれぞれ記されているため, 本稿においては「出口での検査」とした。

¹⁵ 詳細については, 世取山茂「子供の安全を守るための茨城県における取組について～犯罪被害の予防・未然防止のために～」警察学論集第71巻第12号(2018年12月)37-61頁を参照されたい。

¹⁶ 前掲注15

¹⁷ 前掲注15, 読売新聞「県警組事務所10か所撤去 16年以降 説得, 訴訟支援で=茨城」2018年2月28日朝刊31頁

¹⁸ 県警では, 当時, 児童虐待対策は生活安全部人身安全対策課が, いじめ対策, 児童ポルノ対策及び少年非行対策は生活安全部少年課が, 通学路における児童の安全の確保は交通部交通総務課, 同部交通指導課, 同部交通規制課, 生活安全部生活安全総務課などが, 小学校周辺に所在する暴力団事務所の撤去は刑事部組織犯罪対策課が, それぞれ担当していた。

¹⁹ 茨城県政策審議室, 茨城県教育委員会教育政策室, 茨城県警察本部生活安全部人身安全対策課「茨城県と茨城県教育委員会及び茨城県警察本部の三者で『茨城の将来を担う子供の安全・安心の確保に関する覚書』を締結しました」(広報資料)2017年4月24日

²⁰ 前掲注19

²¹ 鈴木潔「児童虐待防止」伊藤正次『他機関連携の行政学』有斐閣(2019年2月10日)38頁

²² 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC1000000082> (2023年5月6日閲覧)

²³ 産経新聞「「応答ない」間, 児童を虐待 23件も 茨城県の110番通報 21万1617件 5年間で最少」2018年1月19日 <https://www.sankei.com/article/20180119-VCIMMMR55JKOXL2O5OVSZNCDRU/> (2023年5月6日閲覧)

24 茨城新聞クロスアイ「児童虐待5年連続最多 17年度 県内2256件」2018年6月28日（2018年9月19日閲覧）

25 毎日新聞「児童虐待防止：実務者会議 県警、警察の参加働きかけへ／山形」2012年7月4日朝刊21頁

26 県議会文教警察常任委員会における県警本部長説明（茨城県議会会議録平成29年文教警察常任委員会本文2017年3月13日）

<https://www.pref.ibaraki.dbsr.jp/index.php/3630611?Template=doc-one-frame&VoiceType=onehit&DocumentID=6889>（2023年5月6日閲覧），県議会文教警察常任委員会における県警本部長説明（茨城県議会会議録平成29年文教警察常任委員会本文2017年10月18日）

<https://www.pref.ibaraki.dbsr.jp/index.php/3630611?Template=doc-one-frame&VoiceType=onehit&DocumentID=6904>（2023年5月6日閲覧），県警警察署長会議における県警本部長訓示（2017年1月6日，2017年4月5日，2017年9月13日）いずれも報道機関に同日公表

27 県議会文教警察常任委員会における県警本部長説明（茨城県議会会議録平成29年文教警察常任委員会本文2017年2月9日）

<https://www.pref.ibaraki.dbsr.jp/index.php/3630611?Template=doc-one-frame&VoiceType=onehit&DocumentID=6886>（2023年5月6日閲覧），県議会文教警察常任委員会における県警本部長説明（茨城県議会会議録平成29年文教警察常任委員会本文2017年3月13日）

<https://www.pref.ibaraki.dbsr.jp/index.php/3630611?Template=doc-one-frame&VoiceType=onehit&DocumentID=6889>（2023年5月6日閲覧），県議会文教警察常任委員会における県警本部長説明（茨城県議会会議録平成29年文教警察常任委員会本文2017年10月18日）

<https://www.pref.ibaraki.dbsr.jp/index.php/3630611?Template=doc-one-frame&VoiceType=onehit&DocumentID=6904>（2023年5月6日閲覧），県議会文教警察常任委員会における県警本部長説明（茨城県議会会議録平成29年文教警察常任委員会本文2017年12月12日）

<https://www.pref.ibaraki.dbsr.jp/index.php/3630611?Template=doc-one-frame&VoiceType=onehit&DocumentID=6910>（2023年5月6日閲覧），県議会本会議における常井洋治議員による代表質問への県警本部長答弁（茨城県議会会議録平成29年第3回定例会（第2号）本文）2017年10月6日

<https://www.pref.ibaraki.dbsr.jp/index.php/6284818?Template=doc-one-frame&VoiceType=onehit&DocumentID=2467>（2023年5月6日閲覧），県警警察署長会議における県警本部長訓示（2017年1月6日，2017年4月5日，2017年9月13日）いずれも報道機関に同日公表，NHK「警察署長会議で重要課題話し合い」2017年4月5日 <http://www3.nhk.or.jp/news/mito/1075245761.html>（2017年4月6日閲覧）

28 県警本部生活安全部人身安全対策課「児童虐待事案等の対応状況について」（定例

記者会見資料) 2017年2月23日, 県議会文教警察常任委員会における県警本部長説明(茨城県議会会議録平成29年文教警察常任委員会本文2017年10月18日)

<https://www.pref.ibaraki.dbsr.jp/index.php/3630611?Template=doc-one-frame&VoiceType=onehit&DocumentID=6904> (2023年5月6日閲覧)

²⁹ 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000164>

(2023年5月6日閲覧)

³⁰ 読売新聞「児童相談所虐待情報県警に提供1% 昨年度 専門家『全て提供を』＝茨城」2017年9月28日朝刊31頁

³¹ 前掲注30

³² 読売新聞「児相全情報県警へ提供へ 茨城で全国初 虐待対策を強化」2017年12月14日朝刊33頁, 毎日新聞「児童虐待全案件児相から県警へ 茨城で全国初の情報提供」2017年12月15日朝刊社会面, 茨城新聞「虐待情報全て提供 全国初, 児相から県警に」2017年12月15日朝刊社会面

³³ 茨城県保健福祉部子ども政策局子ども家庭課, 茨城県警察本部生活安全部人身安全対策課「児童虐待事案に係る県と警察との情報提供及び共有について」(広報資料) 2017年12月14日

³⁴ 茨城県「知事定例記者会見における発言要旨180619」2018年6月19日

<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/koho/hodo/press/18press/p180619.html##3> (2023年5月6日閲覧)

³⁵ 読売新聞「児童虐待検挙大幅増 66件昨年 県と情報全件共有効果＝茨城」2019年1月31日朝刊31頁

³⁶ 読売新聞「新要領3か月 児童虐待『緊急連絡』20件＝茨城」2018年4月21日朝刊29頁

³⁷ 朝日新聞「(2019参院選茨城の課題:5) 児童虐待 児相と県警, 強まる連携/茨城」2019年6月26日朝刊21頁

³⁸ 前掲注35

³⁹ 「茨城県子どもを虐待から守る条例」(平成30年11月19日茨城県条例第58号, 2019年4月1日施行)

<https://www.pref.ibaraki.jp/gikai/jourei/img/gyakutaijourei.pdf> (2023年5月6日閲覧)

⁴⁰ ただし, 児童相談所保有児童虐待情報全件の警察との共有には賛否両論があり, 19都県及び9政令指定市は全件共有に消極的であるとも報じられている。毎日新聞「虐待情報, 児相と警察「全件共有」4割 「導入否定的」もほぼ半数 全国70自治体調査」2019年12月11日

<https://mainichi.jp/articles/20191210/k00/00m/040/291000c> (2023年5月6日閲覧)

⁴¹ 詳しくは, 世取山茂「茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例について～自動車盗の予防を目的とする県公安委員会所管条例」警察学論集第71巻第6号(2018年6月)75-93頁を参照されたい。

-
- 42 例えば、警察庁「犯罪統計資料（対前年同期比較）」
https://www.npa.go.jp/toukei/keiji35/new_hanzai30.htm（2023年5月6日閲覧）。
重要窃盗犯としては、自動車盗のほか、侵入盗、ひったくり及びすりがある。
- 43 人口10万人当たりの被害認知件数の割合。被害認知件数には、既遂被害に加え、未遂被害も含まれている。
- 44 茨城新聞「自動車盗全国ワースト16年 県警、ヤード監視強化」2017年3月14日朝刊社会面
- 45 茨城県警察「茨城県内の自動車盗難認知状況（令和4年中）」
https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a01_safety/street/documents/r4ninnti.pdf
（2023年5月6日閲覧）
- 46 茨城県議会平成28年第3回定例会志賀秀之議員の一般質問に対する県警本部長答弁（茨城県議会会議録平成28年第3回定例会（第5号）本文2016年9月13日）
<https://www.pref.ibaraki.dbsr.jp/index.php/8138265?Template=doc-one-frame&VoiceType=onehit&DocumentID=2374>（2023年5月6日閲覧）、茨城県警察「自動車盗難」https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a01_safety/street/car.html
（2023年5月6日閲覧）
- 47 茨城新聞「県内ヤード256カ所 県警確認 10月末 7割が外国人経営」2016年12月2日朝刊社会面、産経新聞「自動車窃盗、福島で急増 犯行グループ北上？ 茨城、千葉県「ヤード」規制条例の影響か」2017年7月13日
<https://www.sankei.com/article/20170713-VKZEBZLP5VLJLNCXDKLW47ZVSU/>
（2023年5月6日閲覧）
- 48 茨城県議会文教警察常任委員会における県警本部長説明（茨城県議会会議録平成28年文教警察常任委員会本文2016年12月12日）
<https://www.pref.ibaraki.dbsr.jp/index.php/2188993?Template=doc-one-frame&VoiceType=onehit&DocumentID=6883>（2023年5月6日閲覧）
- 49 茨城県議会安全・安心を実感できる地域づくりに関する調査特別委員会「調査結果報告書」2014年11月
https://www.pref.ibaraki.jp/gikai/report/anzen_anshin/anzen_anshin.pdf（2023年5月6日閲覧）
- 50 前掲注49）43頁
- 51 県警生活安全部生活安全総務課「『（仮称）茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例』に係るパブリックコメントの実施について」（広報資料）2016年10月31日）、読売新聞「車解体ヤード届け出義務 県警が条例素案 盗難、全国最悪で＝茨城」2016年11月2日朝刊29頁
- 52 朝日新聞「ヤード規制強化、条例案など提案 県議会開会／茨城県」2016年12月2日朝刊27頁、毎日新聞「ヤード：規制条例案提出 自動車盗対策、違反なら罰則も 県議会開会／茨城」2016年12月2日朝刊25頁
- 53 茨城県議会会議録「平成28年第4回定例会（第6号）本文」2016年12月22日
<https://www.pref.ibaraki.dbsr.jp/index.php/2884481?Template=doc-one->

frame&VoiceType=onehit&VoiceID=32246 (2023年5月6日閲覧)

⁵⁴ 前掲注9

⁵⁵ 茨城県警察生活安全部生活安全総務課「ヤードの現状とその対策について」(定例記者会見資料) 2016年11月24日

⁵⁶ ヤード内自動車解体を行おうとする者による県公安委員会への届出は、2017年6月30日まで猶予された。

⁵⁷ 茨城新聞「違法ヤード一掃へ 犯罪温床、届け出1件」2017年6月3日朝刊社会面、産経新聞「茨城ヤード条例、業者の届け出猶予期限迫る 自動車盗の温床一掃へ」2017年6月18日 <https://www.sankei.com/article/20170618-RLPTVE7VQZNLBG7FMPSIVUJLFM/> (2023年5月6日閲覧)、NHK「車の解体“ヤード”立ち入り指導」2017年6月27日

<http://www3.nhk.or.jp/lnews/mito/1074513391.html> (2017年6月28日閲覧)、毎日新聞「県警：ヤード立ち入り検査 盗難車購入防止を指導／茨城県」2017年6月28日朝刊25頁、読売新聞「盗難車解体・保管防止へ 県と県警 ヤード立ち入り検査＝茨城」2017年6月28日朝刊29頁、産経新聞「ヤード立ち入り指導 茨城県警、条例の周知など強化」2017年6月28日 <https://www.sankei.com/article/20170628-EVIRVTYBZ5PC5GFEDLEGDGSQPQ/> (2023年5月6日閲覧)

⁵⁸ 「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」(平成26年12月25日条例第55号) <https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/yard/documents/jourei-syushi.pdf> (2023年5月6日閲覧)

⁵⁹ 「ヤードにおける盗難自動車解体防止条例」

<https://www.pref.aichi.jp/police/syokai/houritsu/sekou-kaisei/kokusai/images/yard-jourei-20230101.pdf> (2023年5月6日閲覧)

⁶⁰ 「埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例」

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/documents/15457/zyoubunsin.pdf> (2023年5月6日閲覧)

⁶¹ 「盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例」

https://www.police.pref.mie.jp/information/kaitai_boushi/kaitai_boushi.pdf (2023年5月6日閲覧)

⁶² 茨城県警察生活安全部生活安全総務課「ヤード対策推進状況について」(定例記者会見資料) 2017年11月30日

⁶³ 前掲注10

⁶⁴ 前掲注58, 千葉県条例5条, 6条, 8条, 9条, 16条

⁶⁵ 茨城県警察本部交通部交通総務課「令和4年中の交通事故発生状況」(令和5年2月) 9頁

https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a02_traffic/archives/analysis/documents/2022digest.pdf (2023年5月6日閲覧)

⁶⁶ 朝日新聞「飲酒運転死亡事故, 2年連続ワースト 昨年16件, 死亡者も16人／茨

城県」2018年2月21日朝刊29頁，読売新聞「飲酒死亡事故また全国最多 昨年16件，人身事故も増＝茨城」2018年2月7日朝刊29頁

⁶⁷ 毎日新聞「飲酒運転死亡事故数：昨年16件 2年連続で全国ワースト1／茨城」2018年1月30日朝刊25頁，読売新聞「飲酒運転同乗摘発18件 昨年1年間を上回る 県警取り締まり強化＝茨城」2017年11月1日朝刊27頁，産経新聞「茨城県内は飲酒運転が蔓延」一斉取り締まり，全国最多21件摘発」2017年12月6日
<https://www.sankei.com/article/20171206-UNAW225SBBPHNLLQTX7QVIVWTI/>
(2023年5月6日閲覧)

⁶⁸ 国家公安委員会・警察庁「統計5-12 都道府県別運転代行業者数の年別推移」『令和4年警察白書』
<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.npa.go.jp%2Fhakusyo%2F04%2Ftoukei%2F05%2F12.xls&wdOrigin=BROWSELINK>
(2023年5月6日閲覧)

⁶⁹ 読売新聞「運転代行 せっかく頼んだのに『途中下車』し飲酒運転 利用客の1割＝茨城」2016年12月24日朝刊31頁

⁷⁰ 朝日新聞「市職員に酒気帯び運転容疑／茨城県」2017年1月6日朝刊25頁，朝日新聞「酒気帯び運転容疑で逮捕のつくば市職員を懲戒免職」2017年1月21日朝刊25頁

⁷¹ 読売新聞「公務員の飲酒摘発40人 2年間 半数は処分公表せず＝茨城」2017年2月21日朝刊33頁

⁷² 茨城新聞「県内ワーストは坂東 16年 南西自治体に集中 飲酒運転・事故摘発」2017年2月27日朝刊社会面，産経新聞「飲酒運転の死亡事故ワーストの茨城で飲酒運転の摘発件数が最も多い市町村は・・・」2018年5月30日
<https://www.sankei.com/article/20180530-KZQRXFFTMBLVRKRHZ7TYVWEPK4/>,<https://www.sankei.com/article/20180530-KZQRXFFTMBLVRKRHZ7TYVWEPK4/2/> (2023年5月6日閲覧)

⁷³ 茨城県警察「飲酒運転根絶について」

https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a02_traffic/jikoboushi/inshuuntentokumetsu.html (2023年5月6日閲覧)

⁷⁴ 読売新聞「不法就労外国人後絶たず 昨年県内1714人で全国最多＝茨城」2016年10月19日朝刊31頁，毎日新聞「いばらきデータ研究室：外国人不法就労2年連続全国最多 SNSで働き先探し 取り締まり強化，県警増員／茨城」2017年5月19日朝刊20頁，読売新聞「不法就労全国最多 2213人 3年連続 農業従事者が7割＝茨城」2018年4月26日朝刊29頁，読売新聞「不法就労全国最多 1975人 4年連続 農業が7割＝茨城」2019年5月15日朝刊27頁，茨城新聞「不法滞在防止へ連携 茨城県対策協が総会」2021年6月30日

https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=16249754544091 (2023年5月6日閲覧)，法務省出入国在留管理庁「令和元年における入管法違反事件について」2020年3月27日 <https://www.moj.go.jp/isa/content/930005074.pdf> (2023年5月

6 日閲覧), 法務省出入国在留管理庁「令和 2 年における入管法違反事件について (速報値)」2021 年 3 月 31 日 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001344820.pdf>
 (2023 年 5 月 6 日閲覧), 法務省出入国在留管理庁「令和 3 年における入管法違反事件について」2022 年 3 月 29 日 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001370218.pdf>
 (2023 年 5 月 6 日閲覧), 法務省出入国在留管理庁「令和 4 年における入管法違反事件について」2023 年 3 月 24 日 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001393187.pdf>
 (2023 年 5 月 6 日閲覧)

75 読売新聞「不法就労外国人後絶たず 昨年県内 1714 人で全国最多＝茨城」2016 年 10 月 19 日朝刊 31 頁, 毎日新聞「いばらきデータ研究室：外国人不法就労 2 年連続 全国最多 SNS で働き先探し 取り締まり強化, 県警増員／茨城」2017 年 5 月 19 日朝刊 20 頁, 読売新聞「不法就労全国最多 2213 人 3 年連続 農業従事者が 7 割＝茨城」2018 年 4 月 26 日朝刊 29 頁, 読売新聞「不法就労全国最多 1975 人 4 年連続 農業が 7 割＝茨城」2019 年 5 月 15 日朝刊 27 頁, 茨城新聞「不法滞在防止へ連携 茨城県対策協が総会」2021 年 6 月 30 日

https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=16249754544091 (2023 年 5 月 6 日閲覧), 法務省出入国在留管理庁「令和元年における入管法違反事件について」2020 年 3 月 27 日 <https://www.moj.go.jp/isa/content/930005074.pdf> (2023 年 5 月 6 日閲覧), 法務省出入国在留管理庁「令和 2 年における入管法違反事件について (速報値)」2021 年 3 月 31 日 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001344820.pdf>
 (2023 年 5 月 6 日閲覧)

76 法務省出入国在留管理庁「令和 4 年における入管法違反事件について」2023 年 3 月 24 日 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001393187.pdf> (2023 年 5 月 6 日閲覧)

77 朝日新聞「中国籍の 26 歳を殺人容疑で逮捕 八千代の 2 人死傷事件／茨城県」2014 年 11 月 2 日朝刊 27 頁, 朝日新聞「ベトナム人 5 人, 容疑で逮捕 銚田の中国人男性殺傷事件／茨城県」2015 年 7 月 23 日朝刊 27 頁, 読売新聞「不法滞在外国人 2 年連続増 県警対策強化図る 技能実習で入国 3 割＝茨城」2016 年 1 月 11 日朝刊 31 頁, 朝日新聞「坂東の白骨遺体は中国籍の実習生 死体遺棄事件か／茨城県」2017 年 4 月 4 日朝刊 23 頁

78 読売新聞「不法就労全国最多 2 年連続, 農業 7 割＝茨城」2017 年 4 月 2 日朝刊 27 頁, 読売新聞「不法就労全国最多 2213 人 3 年連続 農業従事者が 7 割＝茨城」2018 年 4 月 26 日朝刊 29 頁

79 読売新聞「集団密航者 2 人車で送迎 中国籍の女, 容疑で逮捕＝茨城」2017 年 7 月 20 日朝刊 33 頁, 読売新聞「中国人逃亡手助け容疑で新たに逮捕＝茨城」2017 年 7 月 26 日朝刊 29 頁, 産経新聞「博多港に入港したクルーズ船から中国人男女が失踪 逃亡を手助けした 44 歳女を逮捕 茨城・福岡県警」2017 年 7 月 26 日

<https://www.sankei.com/article/20170726-IKKHQSPWJK7FAHG63W3J777N4/>
 (2023 年 5 月 6 日閲覧)

80 読売新聞「外国人実習生失踪最多ペース 3 月まで 100 人 監理団体に防止策求め＝茨城」2017 年 4 月 27 日朝刊 27 頁, 産経新聞「茨城県内の外国人技能実習生の失

踪過去最多ペース 114 人 4 月末時点」 <https://www.sankei.com/article/20170529-AYUCMBTJSJVMYPHD7TWCZDVVWJ4/> (2023 年 5 月 6 日閲覧)

⁸¹ 読売新聞「中国人雇い不法営農容疑の元失踪実習生逮捕 茨城県警」2017 年 5 月 31 日夕刊 10 頁, 読売新聞「[追う] 耕作放棄地を悪用 「闇農業」 群がる失踪実習生」2017 年 6 月 27 日夕刊 13 頁, 読売新聞「不法滞在中国人使い農業 夫婦逮捕へ 4800 万円隠した疑い」2018 年 1 月 7 日朝刊 29 頁, 読売新聞「[追う] 不法就農者で荒稼ぎ 帰化の夫と中国人妻 野菜王国人手「足りぬ」」2018 年 2 月 4 日朝刊 37 頁

⁸² 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭和 41 年法律第 132 号) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=341AC0000000132> (2023 年 5 月 6 日閲覧)

⁸³ 読売新聞「偽造在留カード摘発最多 昨年 11 件 不法就労の要因に＝茨城」2017 年 9 月 6 日朝刊 25 頁, 産経新聞「茨城県で偽造在留カード摘発が過去最多 不法滞在・就労の横行懸念 昨年 11 件 県警「雇用主はしっかり確認を」」2017 年 9 月 15 日 <https://www.sankei.com/article/20170915-6PNCFYCROZN2VKQ74C3PGKHKXQ/>, <https://www.sankei.com/article/20170915-6PNCFYCROZN2VKQ74C3PGKHKXQ/2/>, <https://www.sankei.com/article/20170915-6PNCFYCROZN2VKQ74C3PGKHKXQ/3/> (2023 年 5 月 6 日閲覧), 読売新聞

「偽造在留カード闇市場 容疑の中国人逮捕 1500 枚 30 人に転売か＝茨城」2018 年 5 月 18 日朝刊 29 頁

⁸⁴ 前掲注 80